

医薬品マスターの改定について

下記のとおり医薬品マスターの改定についてお知らせします。

記

- 1 令和元年 9 月 3 日付け厚生労働省告示第 102 号第 1 条に基づく新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：18 コード）
※令和元年 9 月 4 日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20190904」に設定し収載しております。
- 2 前 1 の同号第 2 条に基づく令和元年度診療報酬改定のマスター公表については、準備が整い次第公表する予定としています。
- 3 令和元年 9 月 3 日付け厚生労働省告示第 103 号「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件」における「タグリッソ錠」の薬価改正
※改正後の薬価は令和元年 11 月 1 日から適用のため、当該医薬品に係る医薬品マスターの公表は、令和元年 10 月を予定しています。